

令和2年度
総会議案書



自：令和2年4月 1日
至：令和3年3月31日

日時：令和3年4月4日(日)13:00
会場：井野小学校区コミュニティセンター

井野小学校区コミュニティ運営協議会

聯合書畫會
會刊



主辦：廣東省書畫協會
協辦：廣東省美術家協會

地址：廣東省廣州府城內
電話：二二二二

廣東省書畫協會主辦 廣東省美術家協會協辦

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 町長あいさつ
- 4 議長選出
- 5 議事

第1号議案 令和2年度事業報告並びに収支決算報告について

○ 監査報告

第2号議案 令和3年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

- 6 議長解任
- 7 その他
- 8 閉会のことば

令和2年度事業報告

《役員会》

- ① 平成31年4月～令和2年3月 計9回
- ② コミュニティセンター内外の環境整備(毎月1回)
- ③ 防犯部会の校区内パトロール同行 計5回
- ④ 環境部会の井野小学校近隣の工場立ち入り検査 中止
- ⑤ 井野小学校の子どもたちとのふれあいや学習活動の支援
・野菜作り 公民館見学
- ⑥ グラウンドゴルフ 中止

《防犯部会》

- ① 校区内パトロール(5月～3月/5回実施)
- ② 青パト講習会 中止

《防災部会》

- ① 宇美町主催の防災会議 中止
- ② 自主防災組織立ち上げや避難訓練の実施 中止
- ③ 井野小学校の防災教育への協力(資料提供やゲストティーチャー) 中止
- ④ 災害時用の備蓄品の検討会 中止

《環境部会》

- ① 井野小学校近隣の工場立ち入り検査 中止
- ② コミュニティセンター内外の環境整備及びひばり門の花壇の整備
- ③ 井野山ふれあいハイキングで登山道の危険箇所確認 中止

《健康福祉部会》

- ① 介護予防教室「フレッシュ井野」の開催 中止
- ② 介護予防教室「フレッシュ井野」サポーター会議 1回
- ③ バスハイク 中止
- ④ AED講習会 中止
- ⑤ 井野小学校の子どもたちとのふれあいや学習活動の支援 中止

《青少年育成部会》

- ① ちいきふれあい運動会 中止
- ② 井野山ふれあいハイキングおよび登山道危険箇所確認 中止
- ③ ほんげんぎょう 中止

《広報部会》

- ① 「井野小学校区コミュニティ通信」発行(年3回)
- ② 井野小学校区コミュニティ運営協議会主催事業のチラシ・ポスター作成 中止

令和2年度 収支決算報告書

自:令和2年4月1日

至:令和3年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

科 目	予算額	決算額	増減	摘 要
繰越金	759,594	759,594	0	
地域コミュニティ交付金	7,535,440	7,850,320	314,880	町より
健康福祉部会補助金	200,000	200,000	0	町より
負担金収入	0	0	0	
雑収入	10	20	10	預金利息等
合計	8,495,044	8,809,934	314,890	


【支出の部】


科 目	予算額	決算額	増減	摘 要	
総会費	30,000	4,720	▲ 25,280	会計監査時弁当、お茶代金	
会議費	30,000	0	▲ 30,000		
事務費	50,000	19,360	▲ 30,640	事務用品、事務手数料等	
活動費	300,000	7,607	▲ 292,393	町制100周年カウントダウン	
渉外費	20,000	10,000	▲ 10,000	地域コミュニティ会長会会費	
環境整備費	50,000	32,612	▲ 17,388	コミュニティセンター清掃、除草作業等	
備品・消耗品費	30,000	16,408	▲ 13,592	ホワイトボード、他事務用品	
保険料	10,000	3,200	▲ 6,800	巡回パトロール保険(4名分)	
役員 手当	役員	560,000	560,000	0	会長20万、副会長10万、会計7万 事務局7万×2名、書記5万
	部会、監事	134,000	134,000	0	部会長2万×6名 副部会長1万×1名、監事2千×2名
事業費	防犯部会	100,000	42,018	▲ 57,982	校区パトロール
	防災部会	50,000	22,419	▲ 27,581	
	環境部会	20,000	0	▲ 20,000	
	健康福祉部会	200,000	200,000	0	AEDレンタル代金、センターフロア張り、役員報酬等
	青少年育成部会	470,000	0	▲ 470,000	
	広報部会	30,000	22,869	▲ 7,131	コミュニティ通信発行等広報活動
自治会 交付金	井野	726,850	933,440	206,590	
	平成	1,151,740	1,196,620	44,880	
	ひばり一	696,930	691,320	▲ 5,610	
	ひばり二	1,026,940	1,025,070	▲ 1,870	
	ひばり三	1,040,030	1,043,770	3,740	
自治会 長手当	井野	210,250	241,600	31,350	
	平成	291,100	304,300	13,200	
	ひばり一	201,450	199,800	▲ 1,650	
	ひばり二	269,100	268,550	▲ 550	
	ひばり三	272,950	274,050	1,100	
雑 費	30,000	0	▲ 30,000		
予備費	493,704	145,232	▲ 348,472	プリンター、マグネットシート、センターフロア張り充当	
返還金	0	625,937	625,937	町へ返還	
小 計	8,495,044	8,024,902	▲ 470,142		
繰越金	0	785,032	785,032		
合 計	8,495,044	8,809,934	314,890		

監査報告

令和2年度井野小学校区コミュニティ運営協議会の会計監査にあたり、
収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿・関係証票等を慎重に審査した結果、
いずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和3年3月20日

監事 乾 英毅 

監事 柴戸 慎吾 

令和3年度事業計画（案）

《役員会》

- ① 会議（毎月1回）
- ② コミュニティセンター内外の環境整備（毎月1回）
- ③ 環境部会の井野小学校近隣の工場立ち入り検査に同行 10月実施
- ④ 井野小学校の子どもたちとのふれあいや学習活動の支援
・野菜作りや昔の遊び 公民館見学 防災教育
- ⑤ グラウンドゴルフ大会

《防犯部会》

- ① 校区内パトロール（5月～3月／11回実施）
- ② 青パト講習会

《防災部会》

- ① 宇美町主催の防災会議等に参加
- ② 自主防災組織立ち上げや避難訓練の実施（6月6日8時～ ラブアースの前）
- ③ 井野小学校の防災教育への協力（資料提供やゲストティーチャー）
- ④ 災害時用の備蓄品の検討会

《環境部会》

- ① 井野小学校近隣の工場立ち入り検査 10月
- ② コミュニティセンター内外の環境整備及びひばり門の花壇の整備

《健康福祉部会》

- ① 介護予防教室「フレッシュ井野」の開催
会場：井野小学校区コミュニティセンター
日時：毎週金曜日／午前10時～午前11時半
- ② 介護予防教室「フレッシュ井野」サポーター定例会（毎月第2金曜日午前11時半～）
- ③ バスハイクの実施
- ④ AED講習会

《青少年育成部会》

- ① ちいきふれあい運動会（通算17回） 令和3年5月30日（日）
- ② 井野山ふれあいハイキング及び登山道危険箇所確認 11月
- ③ ほんげんぎょう（通算9回） 令和4年1月15日（土）
- ④ 井野小学校の子どもたちとのふれあいや学習活動の支援（昔の遊び）

《広報部会》

- ① 「井野小学校区コミュニティ通信」発行（年5回）
- ② 井野小学校区コミュニティ運営協議会主催事業のチラシ・ポスター作成

令和3年度 収支予算(案)

自:令和3年4月1日

至:令和4年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

科 目	予算額	前年度予算額	増減	摘 要
繰越金	785,032	759,594	25,438	
地域コミュニティ交付金	7,850,320	7,535,440	314,880	町より
健康福祉部会補助金	200,000	200,000	0	町(福祉課)より
雑収入	10	10	0	預金利息等
合計	8,835,362	8,495,044	340,318	

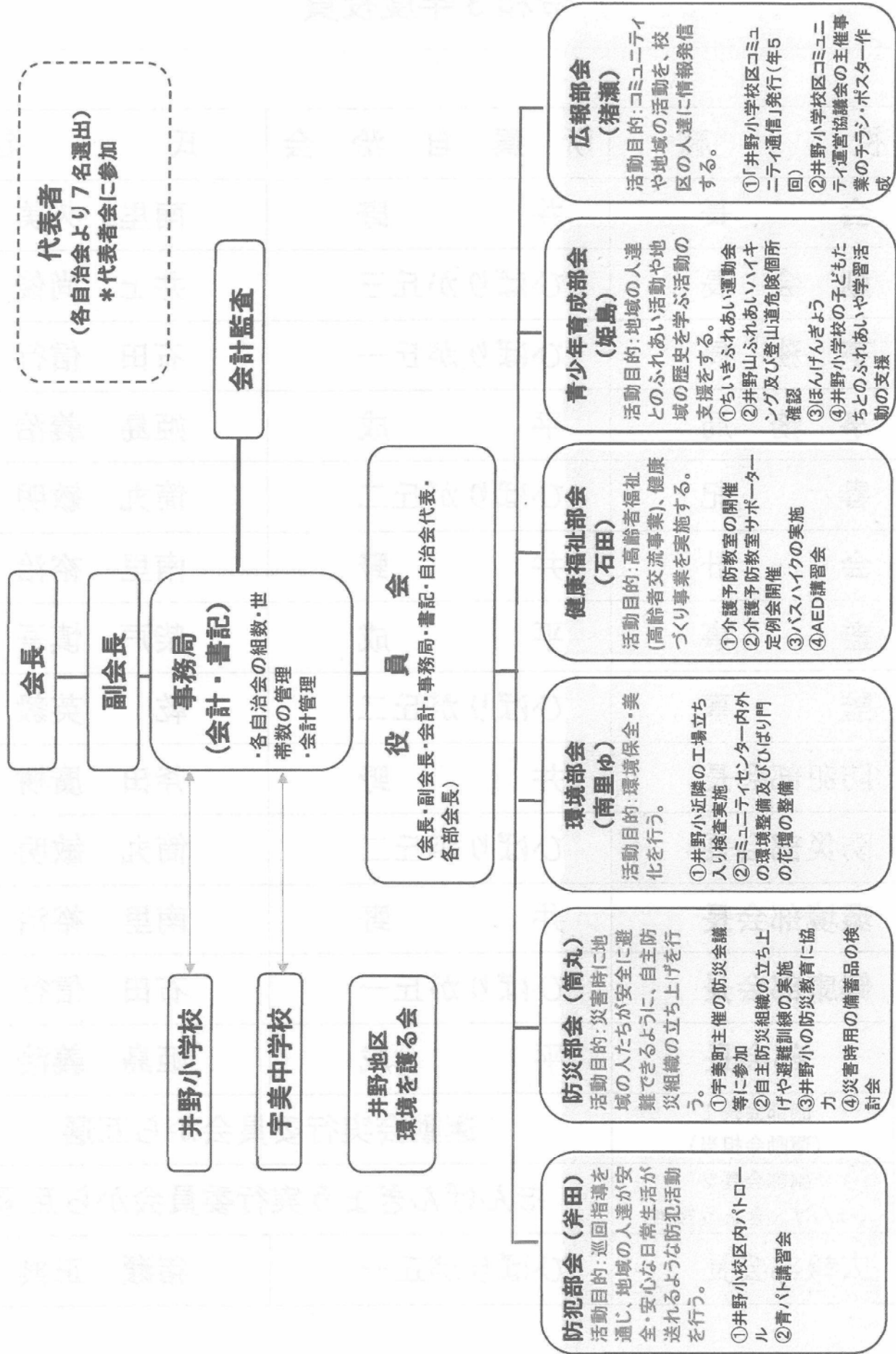
【支出の部】

科 目	予算額	前年度予算額	増減	摘 要	
総会費	30,000	30,000	0		
会議費	30,000	30,000	0		
事務費	50,000	50,000	0	事務用品、事務手数料等	
活動費	300,000	300,000	0	井野小校区グランドゴルフ大会、他	
渉外費	20,000	20,000	0		
環境整備費	50,000	50,000	0	コミュニティセンター清掃、除草作業等	
備品・消耗品費	100,000	30,000	70,000		
保険料	10,000	10,000	0		
役員 手当	役員	560,000	560,000	0	会長20万、副会長10万、会計7万 事務局7万×2名、書記5万
	部会、監事	154,000	134,000	20,000	部会長2万×6名 副部会長1万×3名、監事2千×2名
事業費	防犯部会	100,000	100,000	0	校区パトロール
	防災部会	50,000	50,000	0	防災に関する取組み、防災用品等購入
	環境部会	20,000	20,000	0	環境美化・整備、企業視察
	健康福祉部会	200,000	200,000	0	介護予防教室開催、リーダー報酬等
	青少年育成部会	400,000	470,000	▲ 70,000	ちいきふれあい運動会30万、ほんげんぎょう10万
	広報部会	30,000	30,000	0	コミュニティ通信発行等広報活動
自治会 交付金	井野	933,400	726,850	206,550	
	平成	1,196,620	1,151,740	44,880	
	ひばり一	691,320	696,930	▲ 5,610	
	ひばり二	1,025,070	1,026,940	▲ 1,870	
	ひばり三	1,043,770	1,040,030	3,740	
自治会 長手当	井野	241,600	210,250	31,350	
	平成	304,300	291,100	13,200	
	ひばり一	199,800	201,450	▲ 1,650	
	ひばり二	268,550	269,100	▲ 550	
	ひばり三	274,050	272,950	1,100	
雑 費	30,000	30,000	0		
予備費	522,882	493,704	29,178		
返還金	0	0	0		
小 計	8,835,362	8,495,044	340,318		
繰越金	0	0	0		
合 計	8,835,362	8,495,044	340,318		

令和3年度役員

役 職	所 属 自 治 会	氏 名
会 長	井 野	南里 久美
副 会 長	ひばりが丘三	井上 尚俊
事 務 局	ひばりが丘一	石田 信行
事 務 局	平 成	姫島 義治
書 記	ひばりが丘二	筒丸 敏明
会 計	井 野	南里 裕治
監 事	平 成	柴戸 慎吾
監 事	ひばりが丘二	乾 英毅
防犯部会長	井 野	斧田 廣樹
防災部会長	ひばりが丘二	筒丸 敏明
環境部会長	井 野	南里 裕治
健康部会長	ひばりが丘一	石田 信行
青少年育成部会	部会長	平 成
	副部会長1 (運動会担当)	運動会実行委員会から互選
	副部会長2 (ほんげんぎょう担当)	ほんげんぎょう実行委員会から互選
広報部会長	ひばりが丘一	猪瀬 正典

令和2年度 井野小学校区コミュニティ運営協議会組織図



本協議会は、井野小学校区コミュニティの運営に関する事項を定めることと、その実施に協力を求めようとする目的を以て、この規約を制定する。

この協議会の名称は「井野小学校区コミュニティ運営協議会」とする。

この協議会の所在地は、井野小学校区コミュニティの中心となる地域とする。

井野小学校区コミュニティ運営協議会 規約

この協議会の会長は、協議会員の中から協議会が選出する。会長は協議会の業務を統括し、協議会の代表者として活動する。

会長は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会員の中から協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

この協議会の幹事は、協議会員の中から協議会が選出する。幹事は協議会の業務を執行し、協議会の代表者として活動する。

幹事は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会員の中から協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

この協議会の事務局は、協議会員の中から協議会が選出する。事務局は協議会の業務を執行し、協議会の代表者として活動する。

事務局は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会員の中から協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

協議会員は、協議会の業務執行に必要と認めるときは、協議会が選出する。

井野小学校区コミュニティ運営協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、井野小学校区コミュニティ運営協議会の円滑な運営を図る為の基準となる事項を定める。

2 井野小学校区内における共通の課題の解決を図り、活力ある校区づくりを目的とする。

(名称及び運営)

第2条 この会は、「井野小学校区コミュニティ運営協議会」(以下「本会」という)と称し、事務局を井野小学校区内(糟屋郡宇美町大字井野419番地9)に置く。

(本会の構成)

第3条 本会は、井野、平成、ひばりが丘一、ひばりが丘二、ひばりが丘三の5自治会をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的達成をするため、次の事業を行う。

- (1) 井野小学校区合同運動会及び、ほんげんぎょうに関すること。
- (2) 校区内の課題解決に向けての協議に関すること。
- (3) 校区内の構成団体の活性化に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 役員

(役員構成)

第5条 本会の役員は、校区内自治会長等で構成し、下記の役員を置く。

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 事務局 | 2名 |
| (5) 書記 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 顧問 | 井野小学校長とする |
| (8) 部会長 | 各1名 |

(役員職務)

第6条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を召集し、かつ会議の議長となり、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の財務を管理する。
- (4) 事務局長は、本会の事務運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計監査を行い、総会にて報告をする。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営に関し意見を述べることができる。
- (7) 部会長は、部会を召集し、本会の行う各種行事を協議し運営にあたる。

(役員等の選出)

第7条 会長、副会長、会計、事務局、書記は、自治会加入者の中から互選とする。

2 監事は、校区内の自治会加入者より会長が選出する。

3 顧問は、井野小学校長とする。

4 部会長は、各部会の代表者の中から互選とする。

(役員任期)

第8条 会長、副会長、会計、事務局、書記、監事の任期は2年とし、その他の役員は任期を1年とする。但し再任は妨げない。

(役員報酬)

第9条 役員への報酬は総会で決定する。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、会長が召集し、議長はその総会において、役員以外の出席者の中から選出する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年4月中に開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代表者の3分の1以上の請求があったとき、並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

(1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。

(2) 役員を選任・解任に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) その他、本会の運営に関すること。

3 総会は、各自治会代表7名で構成し、組織する。

4 総会は、代表者の過半数(委任状を含む)の出席により成立する。

5 決議は、出席した代表者(委任状を含む)の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局、書記、自治会代表、各部会長をもって組織し、定期的又は必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要した会務の執行に関する事項

(4) 本会の運営に関する事項

(部会)

第12条 会長は、第1条に規定する事項について、防犯部会、防災部会、環境部会、健康福祉部会、青少年育成部会、広報部会を置く。又必要に応じて他部会を置くことができる。

2 部会員は、各自治会の構成団体からの選出及び本会が募集した者をもって構成する。

3 部会は、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会は、部会長が召集する。

5 部会は、発生した地域課題について審議し決定した事項を推進する。

6 部会員に欠員が生じたときは、前任者の所属団体から後任者を選出する。

7 「井野小学校区合同運動会」及び「ほんげんぎょう」の実行委員は、各自治会より各4名を選出する。

第4章 運営費

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(規約の改正)

第15条 本規約を改正するときには、総会において審議し、同意を得なければならない。

(細則)

第16条 役員会が必要と認めるときには、別に細則を設けることができる。

《 附則 》

- 1 この規約は平成27年9月1日から施行する。
- 2 この規約は平成28年5月1日から施行する。
- 3 この規約は平成29年4月2日から施行する。
- 4 この規約は平成31年4月7日から施行する。

井野小学校区コミュニティセンター使用規定

井野小学校区コミュニティセンター使用規定

井野小学校区コミュニティセンターは、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。本センターの利用については、以下の規定を遵守していただくようお願いいたします。

1. 本センターは、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

2. 本センターの利用には、事前に予約を行う必要があります。

3. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

4. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

5. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

6. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

7. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

8. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

9. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

10. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

11. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

12. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

13. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

14. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

15. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

16. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

17. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

18. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

19. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

20. 本センターの利用には、地域の皆様と連携し、地域活動の場として活用することを目的として設置されています。

井野小学校区コミュニティセンター使用規定

第1条 井野小校区コミュニティセンター（以下『コミュニティセンター』と称す。）の使用に際しては、この規定の定めるところによる。

第2条 コミュニティセンターを使用する場合は、使用前に井野小学校区コミュニティ運営協議会（以下『井野小校区コミ』と称す。）の会長に申し出て、「井野小学校区コミュニティセンター使用申込書」（様式1）を提出し、その許可を得なければならない。また、コミュニティセンターの鍵は、井野小校区コミの会長に借用、返還とする。ただし、井野小学校関係者の場合は、井野小学校校長に借用、返還をしてもよい。

第3条 井野小校区コミの会長は、次の事項に該当し、また該当するおそれがある場合は、使用を許可しない場合がある。

- (1) コミュニティセンターの施設、設備を破損するなど管理上支障があるとき。
- (2) コミュニティセンターの目的に照らし、不適当な理由（公安、風俗、宗教、営利、政治の他公益に反するとき）があるとき。

第4条 コミュニティセンターの利用者が、コミュニティセンターの施設、設備を滅失または破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第5条 コミュニティセンターの使用時間は、原則として、午前8時30分から午後10時までとする。しかし、井野小コミ会長が認める場合は、延長することができる。

第6条 コミュニティセンターの利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 電気・ガス・水道の点検節約
- (2) 備品の整理、整頓
- (3) 掃除と施錠
- (4) 「井野小学校区コミュニティセンター使用報告書」（様式2）の記入
- (5) 使用済後、直ちに鍵の返納

第7条 前条の規定に違反した場合は、コミュニティセンターの使用を禁止することがある。

第8条 コミュニティセンターの備品は、貸し出しを禁止する。

井野小学校区コミュニティセンター使用申込書

年 月 日

井野小校区コミュニティ会長 殿

使用団体名	
使用目的 (用 件)	
使用期日	年 月 日 曜日
使用時間	時 分 ~ 時 分
使用責任者	氏名 :
	住所 :
	電話 :
人 数	
火器使用	有 ・ 無
空調使用	有 ・ 無

※使用者は、次の各項を厳守してください。

- 1 電気・ガス・水道の点検・節約と消火
- 2 備品の整理、整頓
- 3 掃除と施錠（ゴミは、使用者が持ち帰る。鍵は、施錠後直ちに返すこと。）
- 4 使用簿の記入

井野小学校区コミュニティセンター使用報告書

年 月 日

井野小校区コミュニティ会長 殿

次のとおり利用するとともに、整理整頓等について確認しましたので報告します。

使用団体名	
使用目的 (用 件)	
使用期日	年 月 日 曜日
使用時間	時 分 ~ 時 分
使用責任者	氏名 :
	住所 :
	電話 :
人 数	
火器使用	有 ・ 無
空調使用	有 ・ 無

※使用者は、次の各項を確認して☑チェックを入れて下さい。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 電気 | <input type="checkbox"/> 備品の整理・整頓 |
| <input type="checkbox"/> ガス | <input type="checkbox"/> 使用簿の記入 |
| <input type="checkbox"/> 水道の点検 | |
| <input type="checkbox"/> トイレの点検（掃除、窓、照明） | |
| <input type="checkbox"/> ゴミの始末（使用者が持ち帰る。） | |
| <input type="checkbox"/> 掃除 | |

井野小学校区コミュニティセンター使用簿

月	日	使用時間	所属	代表者氏名(人数)	要件	点検しよう(チェック)
例4	16	9時15分～11時45分	まちづくり課	大脇のり枝(4名)	役員会打ち合わせ	電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所
						電灯・エアコン・電源・台所

